

●住民税額の計算方法

市民税・県民税・森林環境税は前年中の所得等に基づき、次のように計算します。
ただし、分離課税所得があるときは、特殊な計算を行う場合があります。



(例) 年齢66歳

・収入(給与収入300万円、公的年金収入160万円)

・所得控除(社会保険料控除30万円、生命保険料控除7万円、基礎控除33万円)

* 納税通知書は以下のような表示となっています。

* 普通徴収納税通知書(一部抜粋)					④市民税	⑤県民税
所得金額		所得控除額		総所得	97,200	64,800
総合課税所得の内訳	給与収入金額	3,000,000	雑損控除	山林所得		
	給与所得	1,920,000	医療費控除	分離短期譲渡所得		
	営業等所得		小規模企業共済	分離長期譲渡所得		
	農業所得		社会保険料控除	株式等譲渡所得		
	不動産所得		生命保険料控除	上場株式等の配当等所得		
	利子所得		地震保険料控除	先物取引所得		
	配当所得			特例肉用牛所得		
	公的年金等収入金額	1,600,000	障害・寡・勤	⑥税額控除額	1,500	1,000
	所得金額	400,000	配偶者控除			
	その他		配偶者特別控除	⑦所得割額	95,700	63,800
分離課税所得	雑所得	400,000	扶養控除			
	短期・長期・一時所得		基礎控除			
			②所得控除計	⑧均等割額	3,000	1,000
			700,000	合計(⑦+⑧)	98,700	64,800
損失の繰越控除額			③課税標準額		98,700	64,800
①総所得金額		2,320,000	総所得	1,620,000	⑨森林環境税額	1,000
分離課税所得	山林所得		山林所得	配偶者控除	⑩年税額	164,500
	分離短期譲渡所得		分離短期譲渡所得	有無老特定同居内16未満その他同居内その他	給与特別徴収税額	
	分離長期譲渡所得		分離長期譲渡所得		年金特別徴収税額	
	株式等譲渡所得		株式等譲渡所得		普通徴収税額	164,500
	上場株式等の配当等所得		上場株式等の配当等所得	本人該当事項	控除不足額	
	先物取引所得		先物取引所得	未成年障害寡婦寡夫勤労学生	普通徴収納付税額	164,500
	特例肉用牛所得		特例肉用牛所得			
					還付額	

【市民税税額控除】

⑥項目	控除額
調整控除	1,500

【県民税税額控除】

⑥項目	控除額
調整控除	1,000

- 計算の
具体例
1. 総所得金額を求める。給与所得 1,920,000円＋雑所得(年金所得) 400,000円＝2,320,000円

2. ②の所得控除計を求める。社会保険料控除 300,000円＋生命保険料控除 70,000円＋基礎控除 330,000円＝700,000円

3. ③の課税標準額を求める。①総所得金額2,320,000円－②所得控除計 700,000円＝1,620,000円

4. ③の課税標準額に税率をかける。(市民税 1,620,000円×6%、県民税 1,620,000円×4%)＝市民税97,200円、県民税64,800円

5. 市民税97,200円、県民税64,800円から⑥の税額控除を差し引く＝⑦所得割額

6. ⑦所得割額に⑧均等割額(市民税 3,000円、県民税 1,000円)を足す＝市民税 98,700円、県民税 64,800円

7. 市民税 98,700円＋県民税 64,800円＋⑨森林環境税額 1,000円＝⑩年税額 164,500円